

条例の改正

65歳以上の障害者の医療費負担を更正

(全員賛成で可決)

6月の条例改正では県の医療制度の内容に準じるようになっていましたが、65歳以上の障害者の負担が急激に増えることから、町独自の負担軽減策を講じるため改めて条例を改正し、10月1日から施行されます。

乳幼児医療費の対象を就学前までに拡大

(全員賛成で可決)

県は、乳幼児医療費の助成対象を就学前までに拡大するとともに、所得

制限を導入し、初診料などの自己負担を定額制に変更する内容で制度改正を行いましたので、町も県の制度に準じた内容で改正したものです。

10月1日からは、対象年齢が就学前までとなり、通院1月600円、入院1日500円、最大7日分の負担をするようになります。

事業者も指定ごみ袋を使用

(全員賛成で可決)

これまで町内の事業者が出すごみは、個別契約を結んで処理していましたが、公平なサービスの確保を図るため、来年4月1日から一般家庭と同じ有料指定ごみ袋を使用するようになりました。

町職員を派遣できる法人の定義を改める

(全員賛成で可決)

町職員の派遣について

規定している条例の根拠法である「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が改正されました。法律の改正に準じ、「公益法人」を「公益的法人」に改正しました。

町長、副町長の給与ボーナスをカット

(賛成8・反対4で可決)

元職員による公金横領事件に関し、職員の管理監督責任を負う者として給与の一部を減額するものです。

反対討論

告訴も行われず本人も逮捕されていない中、給与の減額を今行うのは時期尚早と思います。責任はこれです。なんだという空気が生まれてくることを危惧します。この議案に反対します。

(香原 暉)

継続審査

平成19年度決算認定

(理由)

各会計の決算を今会期中に審査を終えることができませんでしたので、継続審査としました。

【総務文教委員会】

- 流域関連公共下水道事業特別会計
- 水道事業会計

【民生産業委員会】

- 国民健康保険事業特別会計
- 老人保健特別会計

- かんがい施設維持管理運営費特別会計

- 住宅新築資金等特別会計

- 谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計

- 病院事業会計

【決算特別委員会】

- 一般会計

新しい人事

教育委員の任命に同意

藤井氏、木月氏の任期が、本年10月6日で満了するので再度任命すること、また8月31日付で辞任された薦野君由氏の後任に、保護者の代表として石橋氏を任命することに同意しました。



木月 美代子氏 (62歳)



藤井 睦彦氏 (68歳)



石橋 修一氏 (46歳)

人権擁護委員の推薦に同意

人権擁護委員 田中浩策氏の任期が、本年12月31日で満了となるので、その後任として須藤氏を推薦することに同意しました。



須藤 哲昭氏 (40歳)

木月1297番地
1期目